

会 議 名	第三期第1回 八王子市動物愛護推進協議会	
日 時	令和元年（2019年）7月24日（水）午後2時00分～4時00分	
場 所	八王子市保健所 別館1階会議室	
出席者氏名	委 員	飯田公司、尾川幸次、河合博明（座長）、佐々木与志美、渋谷寛、塚本富男、対馬美香子、富永律子、丸山総一（副座長）（50音順）
	説明者	成田梢生活衛生課主任
	事務局	原田美江子保健所長、及川憲一生活衛生課長、白井進生活衛生課主査、成田梢生活衛生課主任、北村英美子生活衛生課主事
欠席者氏名	なし	
議 題	1. 第三期八王子市動物愛護推進協議会の協議事項について 2. 動物愛護相談センターについて	
公開・非公開の別	「一部非公開」	
傍聴人の数	なし	
配付資料名	1. 第三期八王子市動物愛護推進協議会の協議事項予定について 2. 令和元年6月改正動物の愛護及び管理に関する法律（抜粋） 3. 第一期第4回動物愛護推進協議会議事録まとめ 4. 八王子市公共施設マネジメント基本方針 5. 動物愛護相談センターについて 6. 八王子市動物衛生行政の推移 7. 八王子市収容動物内訳（平成19年度～） 8. 八王子市動物収容数推移（平成19年度～） 9. 八王子市収容動物の重複飼養日数（平成27年度～） 10. 他中核市の動物愛護相談センター設置状況 11. 八王子市動物愛護相談センターの想定規模と業務案 （近隣自治体施設との比較） 12. 横須賀市動物愛護センター概要 13. 船橋市動物愛護指導センター概要	

<p>会議の内容 (要旨)</p>	<p>【事務局：及川】 ○司会進行</p> <p>【事務局：原田】 ○保健所長より挨拶</p> <p>【事務局：原田】 ○辞令書交付</p> <p>【事務局：及川】 ○事務局紹介</p> <p>【各委員】 ○自己紹介</p> <p>【事務局：白井】 ○配布資料の確認 ○同意書の説明</p> <p>【事務局：及川】 ○座長、副座長の選任（座長：河合博明氏、副座長：丸山総一氏）</p> <p>【河合座長】 ○ここから河合座長により進行 ○公開・非公開について 一部非公開にすることに決定、推進員に関する内容については個人情報 報の取り扱いのため非公開とする。その他の議題については公開。</p> <p>【事務局：成田】 ○傍聴者についての報告（傍聴者なし） ○会議録の作成方法について 会議録の作成は要点筆記とし、①会議の名称②開催日時③開催場所④ 出席、欠席者の氏名⑤議題⑥会議の公開・非公開の別⑦傍聴者の数⑧配 布資料名⑨署名いただいた委員のお名前を公表する。</p>
-----------------------	--

《議題1 第三期八王子市動物愛護推進協議会の協議事項について》

【事務局：成田】

○資料1に基づき説明

第1回にあたる今回は動物愛護相談センターについて協議し、次回以降は八王子市での動物愛護や動物衛生において課題となっていることを協議予定。

【各委員】

○了承。

《議題2 動物愛護相談センターについて》

○資料2～11に基づき、八王子市の現在の動物行政及び今後のセンター設立後の構想について説明

【佐々木委員】

だいぶ前からお話が出ていたとのことですが、検討はそれなりに進んでいると理解してよろしいのでしょうか。場所の選定など、どの程度進んでいるのでしょうか。

【事務局：白井】

場所につきましては、今まさに候補地を検討しているところです。場所の検討にあたり施設の規模や機能も併せて検討を進めているところです。

【佐々木委員】

ドッグランのようなものを併設するのが望ましいと思いますが、騒音や広さが問題になってくると思います。八王子は広いので山間部のような遠いところになるのではないかと内部で話していました。最近テレビで多くのセンターが取り上げられていて、住民に近いところにあった方が譲渡や啓発の面では良いとそのセンター長さんが話しているのを見たので、あまり遠くの交通の便が悪いところに建てて隔離施設のようにするのは望ましくないと考えています。

【対馬委員】

譲渡を考えるとたしかに近いところにある方が望ましいと思いますが、災害の面も考えていきたいと思います。地震や大雨などの災害時に家が被災して車で犬や猫を連れて避難してきて、車でしばらくいられるように駐車場が広く作れるという点がひとつポイントになると思います。譲渡はサテライトのような形でもできるので、災害時のことを考えて少し離れていても、車で避難してきてしばらく生活できるような土地が必要と考えます。

【飯田委員】

対馬委員に賛成で、譲渡やイベントを行うには人に近いところにして、ドッグランなどは土地が必要ですし、コストパフォーマンスも考えると広い土地だと山間部になるかと思います。1か所にまとめず、サテライトのような形で機能分散すると柔軟性がありますし、地域に分けたイベントもできるのではないかと思います。

【丸山委員】

感染症の立場から意見を述べますと、資料 11 のセンターの業務案の中に動物由来感染症対策（狂犬病発生時）は委託と記載されています。動物由来感染症に関する法律は狂犬病予防法と感染症法があり、感染症法に地方公共団体の感染症に関する責務が規定されていますが、それを都に委託、お任せするというのでしょうか。

【事務局：成田】

動物由来感染症対策については、現在もちラシの配布やイベント時にお話をさせていただくなどの普及啓発は行っていますが、今回資料に記載したものは、狂犬病発生時の該当の犬の検査や狂犬病の確定診断などを指します。同じ中核市の横須賀市や船橋市の状況をふまえて都に委託するというように記載しました。

【丸山委員】

収容する猫は野良猫などきちんと管理されていない猫が収容されることも多いと思います。収容する猫をこれから扱うにあたり、猫のSFTSやコロナウイルス・ウルセランス感染症など、感染症に関する教育や普及啓発など感染症対策も必要かと思います。

【河合委員】

土地や建物の規模など構想の案はあるのでしょうか。

【事務局：白井】

候補地は今まさに市の中で関係所管と調整を始めたところです。

【尾川委員】

資料11について、動物取扱業者の監視指導に係る業務は船橋市や横須賀市では県から移譲されて行っているようですが、八王子市ではやらない方向でしょうか。今は八王子市としては想定していないということでしょうか、将来的に都から中核市にやってほしいと言われる動きが出てくるのではないかと考えられます。そのようなことを予測しておくべきだと思います。それに対応するような施設規模、たとえば研修をするような施設が必要になるなど、使うような見込みを立てておく方が良いと考えます。後から増築がないように、業務のふくらみを想定した中で、施設の規模を考えた方が良いのではないのでしょうか。

【対馬委員】

講習会等の普及啓発やボランティアの話し合いのための場など、地域の方の、人のための施設ということも考える必要があります。

収容施設については、資料9を見るに一度に収容する頭数はそんなに多くないようですが、今後長期収容が多くなるのではないかと考えられます。すぐに殺処分ではなく、譲渡されるのを待つため、1、2か月もしくは1年収容される犬が出てくる可能性も考えますので、これからは長くいられるような施設を最初から設計する必要があると思います。これまでの日本の収容施設はほとんどが資料にある写真が掲載されている船橋市のように長期収容に対応していないもので、ここに1年いたら犬の福祉は守れないと思いますので、長期収容に堪える施設が必要です。長期収容の歴史があるヨーロッパの収容施設は屋内の部屋と外のパドックがある個室で、長く暮らせるような犬舎になっています。そのような構造になっているということはそれなりの理由があると思います。ぜひ、日本の施設を参考にするのではなく、長期収容の歴史やノウハウを持った施設を参考にすると良いと思います。

猫については犬のように外に出すことはないと思いますが、長期収容できるように室内で食べる場所と寝る場所を分けて、上下運動ができるような設計をしていただきたいと思います。

資料5の右下の八王子ならではの事業について、「殺処分ゼロ」という記載がありますが、なぜ今、八王子ならではの事業として記載しているのでしょうか。10年ほど前から言われていて、達成しているとする行政も多くあり、問題点も指摘されてきている中でなぜでしょうか。

【事務局：白井】

「殺処分ゼロ」とは、殺処分のためのガス室は設ける必要がないという考えからスタートして記載しました。注射での必要な殺処分はやむを得ないと考え、たしかに「殺処分ゼロ」とは八王子ならではなく、達成している自治体も多く、むしろスタンダードであります。センターを作るとなると多くの方が最初に気にされるのが「殺処分施設は作るのか」ということであり、それは迷惑施設でないのかという考えに基づき、多くの方が気にされるので、ガス室は作らないという意味であえて「殺処分ゼロ」と記載しています。

【対馬委員】

殺処分施設を作らないということと殺処分ゼロということは全く違う意味なので、このような記載があると逆に誤解を招くと考えられます。八王子のスタンスをきちんと示さないとミスリードになってしまうと思います。

先ほどガス室という話が出ましたが、ご覧になったことはありますか。

【事務局：白井】

はい、先日横須賀市に視察に行ったときに炭酸ガスを注入するコンテナのようなものを見学させていただきました。

【対馬委員】

炭酸ガス処分の施設とは大変小さいものです。「室」というと広い部屋を想像し、広い部屋にたくさんの犬、猫を入れてそこにガスを注入するというようなイメージを持たれると思います。きちんとした言葉を使わないといけな思考えます。

【事務局：原田】

では適切な表現とはどのようなものでしょうか。

【対馬委員】

「殺処分施設を作らない」という意味にしたいのならば、「ガスによる殺処分は行わず、注射による安楽死は行います」というような表現にすれば良いかと思います。「殺処分ゼロ」となると、処分しなければいけない動物についても処分しないということになってしまうのではないのでしょうか。

【飯田委員】

今の議論ですとビジョンというより手段の話になっているので、コンセプトという「譲渡適正化」や「適正な譲渡 100%を目指す」というような表現にして、説明資料にした方が良いのかと思います。

【尾川委員】

条例で公示期間2日を過ぎた動物については処分できると規定があるため、それができるような施設にしなければいけないのではないのでしょうか。理念も大切ですが、自分たちの権限、業務の範囲を考慮する必要があります。

【対馬委員】

行政は市民の安全を守るものです。センターには咬み癖がある犬や社会に出すと事故が起きてしまうような犬も来るというようなことも踏まえて、市民の安全を守るような施設を作るべきと考えます。

資料5の右下の八王子ならではの事業例の「いのちを学ぶ」についてですが、ここに「適正飼養を学ぶ場所」という文言がないのはなぜでしょうか。具体的な飼い方を知らないから手放してしまったり、飼えないのに飼い始めてしまったり、猫を増やしてしまったりなどの事例があるので、センターとして適正飼養についての啓発や具体的な方法を学ぶ場と作るということが重要だと考えます。

【丸山委員】

さきほど収容施設について話が出ましたが、1頭あたりの広さなどの規定はあるのでしょうか。

【対馬委員】

具体的な数値に関する規定はなく、ただ「自由に動けるようなスペースを作るように」というような表現となっています。

【丸山委員】

家畜でさえ規定があるのに、犬や猫などの動物にはないのですね。

【渋谷委員】

1頭あたりの広さについてですが、今回の法改正で何らかの規定ができる動きがある可能性は高まっていると考えられます。

ドイツの施設を見学したとき犬は1頭ずつ、個室で収容されていました。そのような外国の方が見学に来た際に「日本は遅れているな」と思われる可能性もあります。

【対馬委員】

船橋市のようなケージでは世話する方も大変危険と思われます。病院に来るような犬、猫ではなく、触れないような動物も来るので、そのことも踏まえた施設にするべきと考えます。

【塚本委員】

致死処分については、この協議会で意見をまとめる方が良いのかと考えます。行政側として「殺処分施設は作らない」としているところですが、専門家が集まっているこの協議会での議論では必要な致死処分もあるという話になっています。そこでこの協議会の総意をまとめることも必要かと考えます。

【河合座長】

殺処分とは実際線引きは難しい部分もあります。殺処分、致死処分、結果的に同じことをしてしまっているという部分もあるかと考えます。

【佐々木委員】

収容施設については対馬委員の言うとおりに、感染症の面や交通事故で瀕死の状態で収容される動物のことも考えるとアニマルウェルフェアを重視するべきであると思います。ステンレスの入院ケージのようなものだけの施設はあまり望ましくないうです。

設計の段階で対馬委員のような有識者を入れるべきで、行政だけで決めないでほしいと強く要望します。

【河合座長】

実際に運営している団体で何か問題点などはあるのでしょうか。

【原田所長】

先日、旭川市に視察に行った時に聞いた話では、相性を考えて散歩させているなどの話がありました。

【河合座長】

実際に問題点があるのなら、その点を改善させてセンターを作っていければよいのですが。



【事務局：白井】

先日、横須賀市に視察に行った際に聞いた話では、収容施設が狭いという話がありました。横須賀市の犬舎は4つのスペースしかなく、外にある散歩できるようなスペースも狭い空間でした。横須賀市からは収容施設を広くした方が良くと強く言われました。

【佐々木委員】

海外での例もメディアで多く取り上げられていて、そういう理想的なものを見た人が見学に来られて、市民に開かれた施設ということですので見学に来られた市民の方が「え、何これ」ですとか「あ、こんなものなんだ」というような印象を持たれないようにしなければいけないなと思います。

【丸山委員】

神奈川県動物愛護センターが今年新しくできて、開所式に行ってきたのですが、もちろん予算規模や土地の広さなどの違いはあると思いますが、参考に見学に行ってみられるのも良いかなと思います。

【富永委員】

急務というお話ですが、具体的にいつくらいまでということなのでしょう。今のお話だと、まだ中身ができていないようなのかなと思いました。

【事務局：及川】

現時点では、作ると検討を始めた段階ですので、いつまでということとはなかなか定まっておらず、場所も探している状態で、市の中のいろいろな組織や会議に委ねて決めてもらう部分もあり、私たちの意見だけで決められるものではない部分でもあります。ただ、急務であることは意識していますので、そういう他所管や会議などには早めに動いて、視察もして、ある程度の土地も検討しています。視察では横須賀市は少し狭いかなというところで、船橋は多少広いかなという印象でした。

【佐々木委員】

先ほどにもお話があったように、1つの場所に作ろうとすると土地は必要ですが、サテライトのようにしても良いと思います。ただ反対意見も出るかと思いますが、市民感情に配慮して、柔軟に考えていかなければいけないと思います。

【事務局：及川】

船橋市や横須賀市などは10年以上前に作られていて、今の方が動物愛護の意識が世間一般に強く広がっていて、当時はまだ意識がなかった部分もあると思います。今の時代は市民感情が変化しているということは私たちも意識しています。皆様にいただいた意見を参考に、動物たちがより快適に過ごせるように、動物愛護を意識したものを作っていかなければいけないと考えています。ご紹介いただいた神奈川県ですとか川崎市ですとか、最近できたところでもまだ行けていないところにも見学に行き、取り入れられるものは取り入れていきたいと思っています。

【飯田委員】

やはり多摩地域という横須賀などと違ってきますので、そこも意識した方が良いでしょう。また自然災害が毎年のように起こるようになったのはここ最近ですが、実際災害が起きたときに今は何もできていないので大混乱になると予想されますので、先ほど対馬委員が話に出していたように広く土地を取って、そこに車で避難してくると人と人の諍いもかなり減ると思います。災害時に動物と避難してくる人への対応ができているという、八王子市は日本の中でも先進的な例になるのではないのでしょうか。

【対馬委員】

動物収容施設という反対意見が出てくると思いますが、吠え声がうるさいとかいっぱい犬がいて毎日殺処分というのは昔のイメージで、そうではなくて最多でも犬が5頭でそれも1年に数日であることや殺処分を毎日しているわけではないということをしかりと市民に説明して、こういう施設があることでむしろ市民の安全を守る、災害時などに貢献するということを説明してほしいと思います。この時代にせつかく作るので単なる動物収容施設ではなく、人間にも動物にも福祉になるような施設を作ってほしいと思います。

【尾川委員】

八王子市での犬や猫のペット数はどれくらいなのでしょう。

【事務局：成田】

犬は資料にあるとおり約3万頭、猫に関しては登録制度がないため、正確な数字はわかりませんが、ペットフードの会社によりますと、犬と同数くらいの猫が飼われているのではないかとされています。

【尾川委員】

猫も3万頭いると推定されるわけですね。そうすると、それほどの多くの人が災害時に収容できる施設というのは理論上ないと思います。むしろ災害時の避難場所ということ进行全面に出すと混乱するのではないのでしょうか。基本的には自分のところで何とかするというを前提でPRしていかななくては、共通認識を持たないといけないと思います。

【河合座長】

23区では自宅待機が基本ですが、熊本地震のときはわりと車で校庭に避難する方が多かったようです。八王子市は広くて地域差がありますので、車で校庭に避難するところもあれば、自宅待機というところもあると思います。災害時のセンターの役割はきちんと話し合うべきだと思います。

【尾川委員】

災害時と普段の災害対策を全てセンターが請け負うということは難しく、防災部門が請け負う部分もありますので、センターの守備範囲を無制限に広げてはいけないと思います。

【飯田委員】

先日、防災課と話したときに、各避難所に全員が来たらとても収容できないと話していました。そこに動物が来たらさらに混乱し、そのときに「八王子市はいったい何をしていたんだ」と言われないように、優先的なものが何か考えて、マニュアルなども周知しておくべきだと思います。

【事務局：及川】

今、各避難所に毎年少しずつ逸走動物用のケージを置くように進めています。現時点でもできるところから進めているところではあります。

【飯田委員】

災害時に体制が整っていない段階でどう仕分けていくか問題になりますね。町内会や自治会、消防団にしきってもらうということもあると思います。

【佐々木委員】

運営については業者に委託するのでしょうか。もちろんセンター長は市の職員の獣医師になると思いますが、運営を民間事業者に委託するのであれば、その業者の選定の基準やボランティアがどこまで関わるかを想定しているのかを教えてください。

【事務局：白井】

運営についてはそこまで深く検討しきれていないところが現状ですが、視察に行った横須賀市や船橋市は市が運営していました。そこを踏まえて今後検討していきます。

【事務局：及川】

資料2の動物愛護法の抜粋によりますと、動物愛護管理担当職員という項目がありまして、市の職員が直営で運営するよううたわれています。基本的には直営という認識でいます。ただ、清掃ですとか一部民間業者に委託することもあると考えられますし、ボランティアさんにもお願いしたい部分もあります。その部分については今後検討していければと思います。

【佐々木委員】

新保健所に移転したときに、収容施設についてタイムラグができるという認識でよろしいでしょうか。

【事務局：及川】

できる可能性もあります。今保健所にある犬舎を使えば使い、使えない、壊すということになれば、別の場所に確保しなければいけないことは認識しています。

【佐々木委員】

保健所の今の業務がセンターへ移行するということでしょうか。

【事務局：及川】

組織の変更がある可能性もありますが、現状では生活衛生課動物衛生担当がセンターへ移ると考えられます。

【対馬委員】

今後外部委託しないとすると新しく市の職員を狂犬病予防員として雇うことも考えられますし、マンパワーの部分も考えないといけなくなります。収容期限が切れた、つまり譲渡対象の動物はボランティアにお願いできますが、収容期限内の動物については職員がしっかりと世話しなければいけないと思います。長期収容だとボランティアの力は必要不可欠となります。

【佐々木委員】

多頭飼育崩壊が起きたときに、10頭、20頭の動物を収容しなければいけないことになった場合、センターが対応しなければいけない状態が出てきてしまうと思います。

【対馬委員】

民間委託のメリットは土日でも出勤して世話してくれる、デメリットは契約以外のことはしてくれないことがあります。メリット、デメリットを吟味して民間に委託するかどうか判断しなければいけないと思います。

【佐々木委員】

予算次第ではありますが、獣医師を新規で雇い、市で運営をきちんとしていただいた上で、登録ボランティア制度でボランティアの育成をしたり、ボランティアに散歩などをやってもらったりという形が望ましいと思います。例えばシニアの方で、ペットが飼えなくてもお散歩だけならやりたいという方もいますし。

センターではいろんな方の取りまとめをして、ペットに係る諸問題を解決する拠点のような役割を果たせていけることが1番理想かなと思います。ただ収容して生かしていくというだけではなく、人が出入りして開かれた施設になっていけば良いなと思います。

【対馬委員】

新たにセンターを作るとなるとたくさんの人員が必要となります。動物取扱業や特定動物を扱っているような自治体は人員がつきやすく、獣医師も多く配置されますが、今回それがないとなると人もつきづらくなります。ですが、しっかりと人員要望をしていただければと思います。

【河合座長】

休館日や土日祝日の対応はどうなりますか。

【事務局：及川】

視察に行った船橋市などは餌やりのために職員が交代で出勤しているようです。状況によって終日勤務する場合もあれば、2～3時間の場合もあるようです。

【対馬委員】

土日の対応については職員が交代で対応するところもあれば、土日だけは民間委託というところもあるようです。負傷動物がいる、入ってくる場合は民間委託をしているところでも、職員が出勤して治療などの適切な処置をするということもあるようです。

【佐々木委員】

そうすると臨床に対応できる獣医師の職員が必要ということになりますね。エサやりをすればよいということではなく、治療ができる職員が出勤しなければいけないということですね。

ただ負傷動物がいない期間は、せっかく臨床に対応できる獣医師の職員がいるということで、例えば不妊去勢手術をするということになれば、助成金制度を使わずに手術ができて、そちらにお金をまわせるので助成金申請者にはもう少し助成できるようになって、ボランティアとしてもありがたいです。

【対馬委員】

譲渡する動物については、不妊去勢手術済みであることが望ましいので、センターの中で手術ができる施設があると良いですね。

【尾川委員】

一般市民と言いますか、犬や猫を飼っている人が直接使えるような施設になるのでしょうか。

【事務局：及川】

飼い方やしつけ教室を行う方向ですので、直接市民の方も使用いただく予定です。

【河合座長】

保健所としての構想といたしますか、要望などはありますでしょうか。

【佐々木委員】

保健所として明確なビジョンがあるのでしょうか。

【河合座長】

臨床獣医師を集めるということは大変で、その上常に同じレベルの獣医師を揃えることは大変だと思います。今までできたことが、ある日突然できなくなるということがないようにしなくてははいけませんね。

【事務局：原田】

ウリを何にするかということだと思いますが、動物が好きな人、動物に対して嫌な思いをしている人の両者が平和に暮らせるような八王子を作らなければいけないと認識しており、センターがそのような場になればと思っています。

【飯田委員】

トラブルというのは人と人の間で起こるものなので、所長の意見には賛同します。

【富永委員】

「八王子市公共施設マネジメント基本方針」において、公平な利用機会の確保という話がありましたが、ペットを飼っていない人の利用という点と難しいと思いますが、どのような施設になるのでしょうか。

【飯田委員】

例えば住宅の問題でペットが飼えない人は多くて、自宅では飼えないけど何かできないかとボランティアに来る人は多いです。そのような方にはホームページの運営や譲渡会のスタッフとして来ていただいています。ペットを飼えない方は、自分では飼えないけど何かできないかというニーズが強く、そのようなことが今回のセンターで上手く活かせればと思っています。

【富永委員】

資料を見ますと、現在は八王子市保健所では動物の収容は少ないですが、「動物愛護センター」と銘打って施設を作った場合、認知度が高まれば高まるほど「保護してほしい」というような声が多くなることも想定されます。そのようなことにも対応できるような施設にしなければいけないと思います。今の保健所から変わっていくんだという意識が必要かなと思います。

【佐々木委員】

飼い主が、自身が飼えなくなってしまった時の対応を準備していなかったケースは年々増えており、ボランティアに連絡が入り、引き上げ、預かりのための費用を最初は払ってくれていても、うやむやになることもあり、動物が高齢だと譲渡が進まず、1年も2年もボランティア団体にいるということも多くあります。

また、今までは「動物が保健所に連れて行かれると殺処分されてしまうんだ」という認知だったのが、「保健所にいっても殺処分されず、大事に飼ってもらえる」という認知に変わってくると、今までボランティア団体が引き取っていた分が保健所の収容施設に入るようになる可能性は高くなると思います。今資料にある収容数よりは増えることを想定しておかなければいけないと思います。

【事務局：白井】

実際、現在収容頭数が減っているのはボランティア団体のおかげであると感謝しています。視察に行った自治体では、引き取りせざるを得ないで引き取りをしていることも多く、やむを得ず収容した後に殺処分していることも多いようです。さきほどご意見いただいたように収容頭数が増えるであろうということは保健所としても認識しているところです。

【対馬委員】

特に猫については収容頭数が増えることは想定されます。とはいえ、猫に限らず、犬でも猫でも対応できるようにフレキシブルな施設にしなければいけないと思います。まずは収容頭数を増やさないような努力が必要で、そのためにはまずは普及啓発や適切な飼い方を教えていく教育施設という位置付けも大切ですね。

ペットを飼っていない方に対しても教育は必要で、まさにこれからペットを飼う可能性がある子どもたちに対して、施設見学ができたり社会科見学で訪れたりできる施設になれば良いなと思います。そのためにも教育担当獣医師という人員もぜひつけてほしいですね。

ペットを飼っていない人に対する他のメリットを挙げると、例えば空いているホールを動物目的だけではなく貸し出すということがあっても良いと思います。そういう風にペットを飼っていない人たちも出入りしていくうちに「ちょっと猫でももらってみようかしら」と思う方が出てくるかもしれないし、飼おうと思っていたけど勉強して飼えないなと学ぶ方も出てくるかもしれません。

【尾川委員】

今、いじめについて問題になっていますが、子どもが動物愛護の気持ちを持つことで、いじめ問題解決に繋がることもあるかもしれませんし、学校教育、たとえば社会科見学のルートに入れるなどで、子どもたちが動物の飼い方やいのちの大切さを学び、子どもを通して親にも普及啓発が広がることもあると思います。



【飯田委員】

いきなり「センターを作りました」というようにするのではなく、たとえば愛称を広く市民の方から集めるというように作る過程で何らかの方法で市民の方が関わられるチャンスを作り、その中で八王子市で実際に犬や猫を飼っている人がどれくらいいるのかりサーチできれば、現状把握もできるので、そういうことも考えていただけると良いなと思います。

【丸山委員】

神奈川県センターでは寄付金を集めて、施設のための費用の3分の1くらい集まったそうです。できるかできないかは別として、そういうことをやってみると動物愛護や動物福祉に関心がある人は寄付してくれて、センターの資金にできても良いかなと思います。

【佐々木委員】

ふるさと納税で動物関係のことをやっているところもありますよね。神奈川県センターは今のものが建つ前に、予算がなくて、ボランティア団体がブログで「センターに犬のための毛布を送ってください」と呼びかけていることもありました。

【刈馬委員】

なかなか予算は厳しいと思いますが、寄付ですとか、ネーミングライツという案もあります。あとは例えば「うちのペットが亡くなってしまったのでペットフードを寄付します」というような物の寄付をできるようにするですとか、そういう面でも開かれた施設になれば良いなと思います。

【河合委員】

皆さまよろしいでしょうか。それでは、本日のまとめをしたいと思います。事務局から確認をお願いいたします。

【事務局：白井】

それでは皆さま、本日は貴重なご意見をありがとうございました。事務局としまして、本日いただきました、多方面の専門的な分野のご意見を参考にさせていただきながら、これから動物愛護センターについて検討を進めてまいりたいと思います。

議題1にて今後の協議事項についてお話しましたが、動物愛護センターについては今日の議論だけでなく、今後も引き続きいろいろなご意見をいただくことができたらと思います。

	【河合座長】 それでは本日の協議会を終了します。皆様ありがとうございました。
会議録署名人	令和元年 10 月 4 日 署名 飯用公司